

平成29年

総務委員会

3月7日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成29年3月7日

午前10時00分 開会

午後1時48分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤千鶴	副委員長	鵜飼貞雄
委員	郷右近修	委員	後藤学
委員	早川直彦	委員	杉浦光男
委員	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	石川順一	市民生活部長	吉井徹也
秘書広報課長	平下義之	企画政策課長	小串真美
財政課長	伊藤正弘	総務課長	佐藤浩一
税務課長	鈴木美智雄	市民協働課長	樋口進
市民課長	服部英俊	市役所出張所長	近藤恒明
秘書広報課長補佐	塚田力	とよあけ創生 推進室長	川島康孝
総務課長補佐	鈴木正	総務課長補佐	中田勝次
防災防犯対策室長	石川賢治	税務課長補佐	加藤健治
市民協働課長補佐	糸和弘	広報広聴担当係長	青山康德
政策推進担当係長	浦倫彰	財政担当係長	萩野昭久
防災担当係長	寺村健一	交通・防犯担当係長	和田真人
市民担当係長	杉浦由季		

5. 傍聴議員

清 水 義 昭

ふじえ 真理子

三 浦 桂 司

富 永 秀 一

毛 受 明 宏

一 色 美智子

蟹 井 智 行

近 藤 郁 子

宮 本 英 彦

近 藤 善 人

6. 傍聴者

一般傍聴者 3名

午前10時開会

○総務委員長（近藤千鶴議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました議案は、条例等の案件が5件、補正予算の案件2件の合計7件でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

月岡議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

議案7件、しっかりと御審議いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願ひます。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきをお願いいたします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 本日の傍聴につきましては、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第19号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第19号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、常勤の一般職員の給与改正に伴い、非常勤一般職員の報酬を改正する必要があるからでございます。

それでは、主な内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

非常勤一般職員の報酬月額を定めました別表第1及び報酬時間額を定めました別表第2を改正するものでございます。

改正額につきましては、基本的に常勤の一般職員の給料改定率と同じ、0.2%の増となっております。

なお、別表第1の下から2番目、教員補助員を新たに追加しています。これは、教育の充実を図るため、現在1日4時間勤務の教員補助員を短時間教員補助員とし、新たに1日6.5時間勤務の教員補助員を月額報酬とするものでございます。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 1点質問させていただきます。

人事院勧告に基づいて、教員補助員以外は0.2%計上して端数を切り上げたりしていると思うんですが、そもそもの、教員補助員以外で報酬を上げようとか変えようとかという考えはなかったんですか。単純に、教員補助員以外は一律0.2%という考えでよろしいんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 非常勤一般職員全職種で、まず0.2%増をベースに、それぞれの課で任用しているものですから、本当に0.2%増でいいのかどうかというのを検討した上で、月額のものについては、たまたまこの教員補助員以外は全員0.2%増となったというところでございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ちょっと関連してなんですが、防災専門員、月額が高くなっておりませんが、今年度の任用だと途中がないと思うんですよね。月額の報酬が原因なのか、それはちょっとわからないんですが、そういう観点からいって、防災専門員さんの金額が妥当かどうかということも検討されたんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川防災室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 防災専門員の月額の報酬につきましては、平成26年度に初めて防災専門員を雇用する際に、自衛官を退職する際の階級であるとか年齢に相当する額を、自衛隊の援護センターというところからお示しをされております。本市が求める災害派遣等の経験があったり、災害対応能力であるとか危機管理能力がある職員という視点で、それに見合う額であったということで、当初の防災専門員の報酬額となっております。

また、自衛官を退職する年齢が、早いと50代の前半、遅くても50代半ばということで、比較的若いということからも、このような額になる要因の1つと考えられております。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 他の職種に関してはおおむね一律に上がっているということなので、教員補助員に関して聞かせていただきたいんですけれども、月額報酬化がされており、また勤務時間も長くなっているという2つの変化が同時に起こっていると思うので、これまでの時給換算の数字と、変更後の時給換算後の数字がどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 現在、時間単価の方につきましては、2,940円になっております。今度、月額報酬になりますと、時間単価は1,855円ということになります。しかしながら、年収ベースで考えますと、現在の約230万円から242万円ということで12万円高くなりますし、また、社会保険にも今までは加入されていないんですけれども、月額になりますと社会保険に加入をしていただくということで、より安定的に働いていただけるのかなと考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の教員補助員に関してですが、従来の4時間の短時間勤務の補助員は残されるのかどうかということと、それから、多分残されると思いますが、6時間半については月額報酬、要するに時間支給とこの月額報酬との区別というのは、どういう理由で、どういうところでしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） まず、1点目の時間の教員補助員は残されるかということとは、残されます。

それで、現在、教員補助員が全部で17名おまして、基本的には退職をされて新しく任用される方については月額報酬のほうに移行していくと。現在、時間でやってみえる方については希望をとって、そのままの時間額がいいのか、月額への移行がいいのかという意向を確認した上で切りかえをするというような形を考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 同じく今の教員補助員のことに関してお伺いしますが、仕事の内容が、4時間とそれから6時間半でどういうふうに違うのか、変わらないのかということをお尋ねしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 教員補助員でございますので、まず、あくまで授業の補助というのがメインの仕事になります。今までは当然、午前中の授業だけの補助をやっていただくんですが、6.5時間になるということで、午後からの授業にも補助をしていただくとか、あと、下校指導等にも参加をしていただいて、より子どもたちと触れ合っていたかと、かかわっていただくというようなことを予定しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 現在の補助教員、私も今回一般質問で、中央小が3人で、ほかが各1人だという今配置になっているというふうに質疑で出てきたんですが、この4時間の方を残

すとなると、人数自体は変わらない、4時間の方がもうやめるというところに6.5時間の方を当てはめるという考えなのか、また別に6.5時間の人をふやそうという考え方なのか、その辺はまだ決まってないのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） トータルの人数は変わりませんので、基本的には4時間の方がやめたところに6.5の方が入るんですが、実際どの学校に配置するとかというのは、また教育委員会のほうで配置を考えるとと思いますので、そういうことでございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 早川委員。

○早川直彦委員 あと、時間単価にすると4時間が2,940円で、6.5時間のほうが1,855円、確かに社会保険に加入しているかどうかという部分では甲乙つけがたいところもあると思うんですが、単純に考えると2,940円で、すごく働く人にとってはいい額になってるんですが、この差が4時間をやめて全部6.5時間にするというんだったらわかるんですけど、両方残ると不公平感というのがあらわれないのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 基本的には、教育現場としては全員6.5でいきたいんですが、やはり今まで働いてみえた方の希望というのも大事なものですから、移行期間ということで、行く行くは6.5に全員移行したいけれども、その移行期間ということで、このような体制に一時的になるというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連で。

じゃ、移行期間と言われたんですが、普通だったら1年、2年、3年とかという、そんな10年とかそういうものじゃなくて、ある程度の年数で考えてるということですか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 具体的に何年という区切りはまだ決めてないんですが、何年かでやりたいというような意向でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今の6.5時間勤務を採用した後も4時間勤務の制度が残るかというふうなことにしての関連なんです、今勤務している方の社会的な立場によっては、子育て中であつたりだとか、そういう方の都合も、御家庭の都合なんかもあつて、4時間勤務がむしろ都合がよいというふうな方がいたりした場合、そういう意味合いから今のまを望むというような方も相談に応じるというふうな考えでよろしいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今、お勤めになっていただいている方の希望調査をして決定をしておりますので、それぞれの御事情に応じてるところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 この非常勤の条例の報酬というのは7.5時間で計算してあると思うんですが、実際これ、6.5時間だと少ないですよ、これよりも。実際6.5時間で月に換算にすると幾らぐらいなのでしょう。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） おっしゃるとおり、これは全て7.5時間換算の単価でございますので、実際は24万3,100円になります。1カ月、月当たりの換算がですね。ただ、休みの多い夏休みとかそういったときには、実際には勤務日数をもう少し減らしますので変わる、上下はしますけれども、大体平均で24万3,100円というのが6.5時間での計算です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 28万、実質は24万、7.5時間で計算しないということでこのベースにしてあるんですが、その28万500円が本当にこれが妥当なのかというのは、ほかのものと比較して多分数字を出していると思うんですが、これはどのように判断すればいいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） やはり近隣の状況というのが非常に大きいかなというふうなことをおぼえておまして、日進、東郷、長久手等、尾張東部のところで考えますと、大体2,000円から2,100円の単価、教員補助ですね。6時間勤務というのがスタンダードになってます

ので、そちらのほうに合わせるような形に考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 一番基本的なことをまだ聞いておりませんのでお聞きしますが、改定の対象人数、これは臨時職員全員ということになるかと思いますが、人数と、それからこの改正による支出増がどのくらいになるかということをお教えください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） ごめんなさい、臨時職員、非常勤一般職全部でよろしいですか。

（全体でも結構ですの声あり）

○秘書広報課長（平下義之君） 全体でよろしいですかね。そうすると、全体でいくと約600万円の増ということで、対象人数は約800人でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この改正の条例案の最後の附則のところ、29年4月1日から施行するというふうになっております。それで、一般職員は4月にさかのぼっておるわけですが、臨時職員はさかのぼってもらえないという、市民サイドから見ると、正職員は優遇し臨時職員は差別しているというところ、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう気がするわけですが、その辺のところを、一般職員とバランスがとれるような、そういう検討をされたか、あるいは今後検討される余地があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） ごめんなさい、今のお答えの前に1点、今の訂正です、ごめんなさい。600万円の増というのが、これ、前年度28年度でございまして、29年度は約300万円のアップでございました。申しわけございません。

それで、今の御質問ですが、まず正規職員につきましては、基本的には正規職員の給料は人事院勧告に基づいて、国の、いわゆる国家公務員の給与の法律、これに合わせて遡及適用ということで4月にさかのぼってます。非常勤一般職員の報酬については、この人事院勧告だけではなくて、近隣の他市町の状況を見ながら検討して、総合的に検討した上で見直すというような形をしておりますので、遡及ということについてはしておりませ

ん。過去にも、いわゆる正規職員がマイナスで下がったときにおいても非常勤さんは下げずに移行したり、そのまま、いわゆる据え置きにしたりとか、そういうようなことはやっておりますので、全て正規職員に合わせて遡及というようなことは考えておりません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回のことに関連して、近隣とのバランスというのは、これは正規職員でもそういうふうにならなければならないことになっておりますので、理由にはならないかなと思います。

それから、下げるということについても、そんなことは滅多にあることではないので、一般的には徐々に上がっていくわけですので、私は上げるべきだと思ってるんですが、それでお聞きしたいのは、さかのぼって上げるということが、法的に不可能とか、絶対的にできないというような根拠があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 絶対にできないことはないと思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございますか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 済みません、細かいちょっと確認ではあるんですが、先ほど主な学校の補助教員の方の役割として授業の補助というお話があったんですけど、当然、これまで4時間の勤務ということもあって、午前中の勤務ですからクラスを担当するようなことはなかったと思うんですが、今回の6.5時間勤務になることで、副担任や担任というふうな任務が拡大するというようなことはあるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） あくまで、やはり教員補助という職種でございますので、担任とか副担任を持つということはございません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 防災専門員のことで、もう一つ確認させてください。

どうしても、退職より若干自衛隊の方は、40代でも50代でも退職される方も多くいて、そういう方をどちらかという雇用したいというふうに考えていると、この35万3,000円が本当に適切なかどうか、物すごく、もしものときに知識のある方が来ていただきたいですので、その辺は35万3,400円でも大丈夫ということですか。欠員が、途中で欠員が出るとかいうふうになっても、せっかくの予算も台なしですので、どうなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川防災室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 大体、今、雇用しております防災専門員、非常に勤勉でありまして、途中でやめるといった風潮はございません。その額は、やはりこういった災害対応であるとか、いろんな訓練を積んできた人材ですので、それに見合う額であるというふうに思っております。また、他市の状況から鑑みましても、決してうちの防災専門員の年収が、他市と比較して高いというふうには考えておりません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 2点、指摘なりお願いなりをしておきたいと思えます。

1つは、非常勤一般職員の給与改正が正規職員の1年後追いになっていると、そういうことが当然のようにこれまで思われてきたわけですが、そのことは問題があるのではないかなど。給与改定というのは、民間の賃金水準とか、あるいは物価水準とか、そういったものに合わせて行うものですので、ぜひ見直しをしていただきたいと思えます。

それからもう一点は、教員補助員の関係ですが、月額報酬制になるということで、実質給与水準が切り下げられるということになるかなというふうに思えます。現場の補助教員の間で、この時間単価の差をめぐって、人間関係に問題が生じないか心配をしております。

そういった点について、今回賛成の立場で討論をいたしておりますので反対はいたしません。早い時期にバランスをとっていく必要があるかなというふうに思えます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第19号に対して賛成の立場ですが、幾つか意見も言わせていただ

こうと思います。

昨年の10月付で、愛知県でも最低賃金が改定されたことで、市の非常勤職員の方の時給換算でも、また月額報酬でも、引き上げも行われているのかなというふうに捉えています。もちろん現在の額が、1人の職員や生活する住民として十分な額かどうかというのは、まだまだ不十分じゃないかなというふうに感じるところもあるんですけど、これからそういった額を引き続き適正な額に引き上げていただきたいのと同時に、質問にお答えいただいた教員補助に関しても、お答えでは、自分の条件によってはこれまでの4時間勤務であるとか、勤務している方の相談に乗るということでしたので、そういった立場で職員の、今後とも待遇改善に努めていただきたいということをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第19号について、賛成の立場で討論させていただきます。

どの職種の方々も、市にとって非常に大切な方ばかりです。御尽力いただいておりますので、本当に感謝しております。特に教員補助については、人数の多い学校ほど4時間じゃなくて、6.5時間のほうにシフトしていただきたいなというふうに思います。やっぱり子どもの数が多ければ多いほど、やっぱり授業のほうもやっぱり大変となりますので、その辺の配慮をしていただきたいことを要望し、賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号につきましては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第20号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。今回の改正は、介護のために時間外勤務を免除できる制度を新設するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第8条の4という規定は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定です。要介護者のある職員から請求があった場合は、深夜勤務及び時間外勤務をさせてはならないこととしております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 今回、条例によって要介護者とか育児の関係の方が条例で明文化されるわけですが、現状でも家族の都合から、なるべく残業はとか深夜勤務はというふうな方もいると思うんですが、現状でも対応されてるという考え方でよろしいでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 現状でも対応はしているんですが、これは制度として条例に規定されたということでございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 条例として制定されることで、とりやすい環境というのが多分必要だと思うんですが、家族あつての仕事ですので、どうしても人生の中では親をしっかり見なきゃいけない時期もあるし、どうしても子育てのところで助けなきゃいけないと、夫婦で助けなきゃいけないときもあるんですけど、とりやすさという観点から、何か対策をとというのは考えてるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） おっしゃるとおり、こういう制度ができたということは、やはりそういう状況をつくらなければいけないというところだと思いますので、まずは職員に対して、こういう制度ができたよということをやはり周知をするということが1点で

すね。それから、あとは制度をやはり利用しやすい職場づくり、そういったことにも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 職員への周知、こういった制度が改正されたという、その周知はどのようにされますでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） やはり基本的には庁内のLAN、掲示板のほうでそういった周知と、それから常に見られるようなガイドブック的なものを掲載したいというふうには考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほど早川委員も気にされて御質問されたことですが、今回本人の請求があったらという条件つきで、請求がなければそうしなくてもいいわけで、請求しにくいというような、そういう雰囲気現場にあるとも限りませんが、そのあたりの指導はどのようにされますでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） これはやはり所属長でありますとか、そういった方の声かけとかも必要だと思いますので、掲示板に載せるだけではなくて、幹部会等でもそういったところの周知文を、各課長通じてやるように徹底をしたいなと思ってます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案20号に対しても、賛成の立場で討論させていただきます。

やはり人生の中でどうしても、仕事に穴をあけても家族を守らなきゃいけないというと

きがやっぱりあると思います。職員同士で支え合うというのも、やっぱり職場環境の1つだと思います。その辺、とりにくいなんていう環境じゃなく支え合って、やっぱり介護や子育てが終わったらそれ以上に働いていただくということ、介護が必要だからどうしても仕事をやめなきゃいけないというふうになっては、これは意味がないです。やっぱり職員はそれだけ宝ですので、知識が放出するということが絶対あっちゃいけないですので、そうならないよう対策をしっかり練ってください。よろしくお願いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 早川委員と同じような趣旨ですけれども、賛成の立場で討論いたします。

本人の意思次第で、この時間外命令ができるという点がちょっと気になるところです。といいますのも、きのうの空出張の件でも、周りの目が気になって有給でさえとりにくいと、これは本当かどうかはわかりませんが、そういうようなお話がありました。周りの目、あるいは上司の目が気になってとれないというようなことがないように、組織風土づくり、あるいは、上司や、それから一般職員の指導もきちっとしていただきたいと思います。

以上、要望いたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第21号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

今回の改正の主な内容は、育児休業等の対象となる、子の範囲を拡大するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

まず、第2条の第4号であります。こちらは規定としては、育児休業とすることができない非常勤職員の規定というものでございます。その中で除く規定がありまして、子が1歳6カ月になるまでに任期満了が明らかでない場合は、子が1歳6カ月になるまで育児休業が取得できるということになります。

また、そのままずっとおいていただいて、第2条の2を追加をしております。これは、養育里親に委託されている子も育児休業の対象としております。

その下の第3条で、再度育児休業を取得できるケースを規定をしております。1枚おめくりをいただきますと、第10条で再度、育児短時間勤務を取得できるケースを規定をしております。

ずっと下がっていただいて、第20条は、育児時間と介護時間または保育時間を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までとするような調整をすることを規定をしております。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 この介護休暇と、それから育児の部分休業ですか、これを合わせて2時間を限度とするというのは、これは休業の性格からいって、両方を2時間以内というのはなかなか難しいケースが多いのではないかなと思いますが、そういった場合はどのような対応ができるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 今現在、育児の部分休業が2時間までとれますと、それから介護時間も2時間までとれますと、ただし、一緒の日にとる場合は合計4時間にはならず2時間しかとれませんよというところで、この介護とか育児についてはいろいろなメニューが今用意をされております。介護休暇、それから育児短時間勤務とか、いろんな制度がございますので、そういった制度の中の組み合わせで、2時間で難しい場合は対応していただきたいというのが考え方でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 短時間勤務をとるというのは、どちらかという職場に迷惑をかけちゃうからとりにくいという部分があるのかなというふうに思うんですが、自分もサラリーマンの経験から。そういうふうがないように、何か対策は練られるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 対策というのものなかなか難しいところではあるんですが、やはり先ほども申し上げましたように、課の応援体制をとったりだとか、どうしても必要な場合は非常勤職員を採用するとか、そういった何らかの対応がしてもらえるよというようなところがあれば、多少はとりやすくなるかなというふうには感じております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 介護と育児は重なる部分が多いじゃないですかね。そうすると、2時間・2時間ならとれるとして、4時間にするとだめということでしょう、その条例は。そうすると、何か制度として、あるいは中身として低下するような感じがするんですけど、今、ちょっとそこに言ってくださったが、いずれにしても、他の制度で補完するというような意味がありましたが、そののところをもう少し、ちょっとわかりやすく言っていたけるとありがたいなど。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 先ほど申し上げましたように、育児部分休業は2時間までとれますよと、それから介護時間も2時間までとれますよということで、本来だと2と2で4とりたいところなんですが、一緒の日にとる場合は2までしかとれませんよというように規定になっておりますので、例えば育児短時間勤務ということであれば、4時間勤務もオーケー、6時間勤務もオーケーとか、いろんなメニューがありますので、やはりその人の状況に応じて時間数を選べるような休業の制度がいろいろございますので、それを活用していただきたいということで考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの20号と21号に関連している部分があるのかなと思いますが、21号についても、賛成の立場で討論いたします。

短時間の勤務ができるというのは、働く子育ての方にしてはすごく有効かなというふう
に思います。しかしながら、とりにくいでは意味がないですので、その辺うまく、どうし
たらこの条例が改正されて短時間勤務が有効にいくかしっかり検討されて、うまく運用で
きるように進めてください。よろしくお願います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 賛成の立場で、早川委員と同じような趣旨ですけれども、この2時間の
限度があるというのは、やはりかなり実情には合わない部分があるかなという気がいたし
ますけれども、先ほど答弁でありましたように、介護休暇あるいは育児短時間勤務、そし
て育児短時間勤務についてはできるだけとりやすいようにサポートをするというようなお
話がありましたので、ぜひこういった周知、こういった制度、かなり昔と比べると複雑に
なってきたので、職員によく周知をして、とりやすい、そして仕事が続けられる
ようなサポートを人事のほうでしていただくようお願いをして、賛成いたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第21号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については
全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、議案第22号 豊明市特別職の職員で非常勤の
者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に

関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、主な内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は2点でございます。

1点目は、昨年8月1日に新教育長が任命されたことにより教育委員会委員長の職は廃止されましたので、削除するものでございます。

2点目は、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員を新設することとなりましたので、報酬額を農業委員会委員と同額の2万600円とするものでございます。

なお、附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回の御説明をちょっとなぞるような格好にはなるんですけど、教育委員会の委員長がなくなるということに関しては、これまでは教育委員の中から、教育委員の中で選出されて、他の教育委員よりも高い報酬額で設定されておったけれども、その役職というか役割そのものがなくなったからということによろしいんですね。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） はい、結構です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 農業委員会の委員と今回新設される農地利用最適化推進委員の月額が、これ2万600円と、イコールとなっております。29年度の法改正で、農業委員の法の改正によって変わるんですが、これ、仕事量が一緒ならば、おおむね100%はないけど、おおむね一緒ならば月額が同じでいいという判断になるんですが、この辺、農業委員会とか、農業委員の今の役目と適正化推進委員と、仕事を、皆さんも多分調べたとき、仕事の違いが、区別が。

そういう部分で、同額にしているものかどうかというふうに考えるんですが、これはどういうふう認識すればいいでしょうか。同額でも大丈夫だということによろしいんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） この農業委員と農地利用最適化推進委員でありますけれども、基本的には農地利用の最適化という目標に向かって、それぞれ役割分担をしながらも二人三脚でやってくという体制を取るということですので、それぞれの報酬額も今は同額としております。これについては、県内の自治体、ほとんどの自治体が同額というふうに聞いておりますので、このような決定をしたというところがございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 早川委員とちょっと同じような質問なんですが、農業委員というのは全部で17名みえたでしょう。17名を単純に、一定の割合でこの両方に振るという考え方でよろしいですか。

それが1点と、それと、振るとすると何人と何人になるかということと、それからやっぱり農業委員会の委員とそれから適正化推進委員、わかるようでやっぱり仕事の分担、本当にこれ形式的に両方上げたというのか、今まで農業委員会で一括してこうやっておったのを分けたのか、大きなことで言うとメリットとデメリット、そういうものが考えられるかなというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） じゃ、まず1点目の人数でございますが、現在、農業委員の方17名ですが、これで法改正によりまして、農業委員会の委員の方は11人、農地利用の最適化推進委員の方が6人ということで、合計としては同じ17名でやっていくということでございます。

それから、仕事の内容がということでございますが、やはり委員のほうは、委員会としての決定行為をメインにやっていくと。それから、最適化のほうの委員については地域活動をメインにやっていくということで、役割分担はあるものの、先ほど申し上げましたように1つの目標に向かって協力をしてやっていくということで、同じ単価というふうな考え方だそうです。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 どうしても同じ金額だと、出てく日数とか拘束される時間から比較して、委員の中から何か、こっちのほうがあんまり仕事してないけど、拘束される時間が少ないけど2万600円、こっちは多いよねというふうになるものなのか、農業委員会の委員も適正化の委員も、例えば毎月農業委員会に全て出席する、今、農地の確認も農業委員の皆さんが地域に回ってやってるんですが、同じように地域の推進委員の方がやるというふうになってますが、当然農業委員もそれが本当にできているからやると、全くおおむね一緒というんだったらいいんですけど、その辺をどう捉えればいいのかちょっとわかりにくいので、もうちょっと具体的に説明できますか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 先ほども申しあげましたように、具体的な仕事から報酬を積算するというのは、現実問題、なかなか難しいかなというのが現場の考え方でございます。

それで、今、農業委員を2万600円でやっていただいている、17人でやってもらっているものを、農業委員を同じ金額で移行するに当たって最適化推進委員も同額にしたいということで、これ県内の、先ほど言ったように他市の状況がほとんど農業委員と同じというところがございますので、この報酬額の決定に当たっては、細かく仕事の内容で積算していくということが難しいものですから、同じ金額でいくというような判断を今のところはしているということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 2万600円、委員の方からこうだというのが出なければいいんですけど、明確に分かれてってとなるんですけど、この辺がちょっと2万600円が心配なんですよね。その辺あれなんですか、農業適正化推進委員は、もう農業委員会に出るとか、農業委員のほうも地域を回っての今までどおりの農地の状況も捉えてとか地域の説明会もすると、おおむねイコールだというふうに捉えてよろしいんでしょうか、業務自体が。どうなんです、産振のほうの説明になってきちゃうと思うんですけど、課が違いますので、その辺はどう捉えりゃいいんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 当然業務内容が違うとは思いますが、先ほど申しあげ

ましたように、今、要は1つの目的に向かって協力してやってくよというところで、同額の報酬で考えていると。

ちなみに、例えば瀬戸ですとか尾張旭とか、そういった日進、長久手全て、2万円前後で農業委員と同額というような数字が出てますので、本市としても同じ数字でいきたいということで考えております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 同額ということで、たしか日進は値段が低くて改正されるというふうに聞いているんですが、あと2万600円が現状、これは料金を変えないということで妥当かどうか、教育委員の4万5,000円もそうなんですけど、人事院勧告で0.2%上がってる部分もあるんですが、こちらのほうはそういう部分の考え方はないんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） 人事院勧告というのは、いわゆる一般職に該当、当てはめるものでございますので、こういう労働性のない特別職には、人事院勧告の数字というのは当てはめてございません。

先ほど早川委員おっしゃったとおり、日進については2万円に、今1万6,000円を2万円に引き上げる予定だというふうには聞いております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第22号に関して、反対の立場で討論します。

まず、教育委員会委員長に関して、もう既に制度が改定されておりますけれども、教育委員会の委員長は教育委員の中から選ばれるという格好で、市民の教育を責任を持つ立場の方々の中から自主的に選ばれたものだというふうに思うのですが、今はそれが廃止されて、教育長が実際には教育委員会の中でその立場に立っているかなというふうに思います。

また、農業委員のほうでも、既にこれも以前の議会で法改定に伴った条例改定が行われ

ていますが、これまでの農業委員の公選制を廃止することとともに、大幅に制度が改定されたことの給与的な制度の追認というふうな格好が、この条例改定の中身だと思います。両方とも同じように、市民の立場に立った自主的な農政や教育の仕組みが損なわれていくことの制度的な追認かなというふうに思いますので、反対の立場であります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 22号に対して、賛成の立場で討論いたします。

教育委員の皆さんも農業委員の皆さんも、今、本当に御尽力いただいて感謝しております。その中で、農業委員法が改正されて、農業利用最適化推進委員というものができます。

農業委員法の改正のポイントとして、休遊農地の発生の抑制とか、農業の新規参入の促進、農地等の利用の最適化を積極的に進めるということが目的というか、それが一番の最大の目的となっておりますので、やはりこれからの新しい農業委員の方々、まだちょっと先ですけど、とか農業利用適正化推進委員の皆さんの力添えで、豊明市の農業の、今までよりもさらに活性化につながることを願っております。また、市が事務局となっておりますので、法改正後の業務がスムーズにいくように補助することを強く要望し、賛成といたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第22号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第23号 豊明市税条例等の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い必要があるからでございます。

このたびの議案につきましては、平成28年度の税制改正項目のうち、消費税率の引き上げ時期が決定されたことに伴いまして関連法が改正されたことから、これが11月28日に改

正されておるわけですが、それを待って提出するものでございます。

大きな改正点は3点ございます。

1点目は、個人市民税におきまして、住宅ローン控除制度の適用年限を2年間延長するもの、2点目は、法人市民税におきまして、法人税割の税率を9.7%から6.0%に引き下げるもの、3点目は、軽自動車税におきまして、従来県税として徴収いたしておりました自動車取得税にかわる環境性能割というものを新たに導入し、従来の軽自動車税を種別割という名称に変更するもの、以上3点でございます。

条文の内容を説明してまいりますので、1枚おめくりください。

第1条の3行目に当たります第20条の3というところでございます。ここで、現在の軽自動車税の名称を種別割に変更することを申しております。

次の4行目、第21条中という条文のところでございますが、これは延滞金の申告納付の際に利用する申告書面を、軽自動車税の環境性能割の申告、こういったものの文言をつけ加えてまいります。

7行目第33条の4中という項目でございますが、ここで、法人市民税の法人税割の税率を9.7%から6.0%に変更する改正をいたします。

8行目、第73条では、ここで、軽自動車税の納税義務者を、環境性能割は取得者、種別割は所有者に課税することを規定してまいります。

1枚おめくりください。

上から16行目、中段になりますが、第74条の2では、環境性能割、こういったものの日本赤十字社が所有する軽自動車税の非課税の規定、続いて、24行目、74条の3で、環境性能割の課税標準額、これを自動車の取得価格とする規定、28行目、第74条の4で、環境性能割の軽自動車税の税率、これを規定しております。

1枚おめくりください。

上から6行目、第74条の5で、環境性能割の徴収のことを申し上げておりますが、ここで申告納付として取り扱わせていただくこと、次の9行目、第74条の6で、その申告納付の際の方法、18行目、第74条の7で、不申告の際の過料を規定しております。

1枚おめくりください。

1行目、第74条の9という部分でございます。ここから続きます、3行目、第75条、6行目、76条、8行目、78条、13行目、79条、15行目、80条、19行目、81条、27行目、82条、30行目、第83条、ここでは従来の軽自動車税の名称を種別割と変更することに伴って、文言の整理、こういったものをしてまいります。

1枚おめくりください。

1行目、附則におきまして、第7条の3の2では、住宅ローン控除の適用年限を2年間変更する規定を変更してまいります。

5行目、第15条の3という部分でございます。ここでは、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、こういったものを自動車税の環境性能割と同様に県で行うものと規定し、9行目、第15条の4という部分で、軽自動車税の環境性能割における減免範囲を規定してまいります。

1枚おめくりください。

13行目、中ほどに当たります第15条の5の部分でございます。ここでは、環境性能割の申告納付の際に、市長から知事への読みかえ規定を規定しております。

16行目、第15条の6という項目で、環境性能割を賦課徴収する際の県への徴収取扱費、こういったものの交付を規定しております。

1枚おめくりください。

上から5行目、第2条の部分で、平成26年の条例第41号で改正しました附則5条、これを変更してまいります。

9行目、第3条の部分で、平成27年の条例第30号で市税条例の一部改正をした項目につきまして、変更を加えます。

14行目、第4条の部分でございます。これは、平成28年条例第56号で一部改正をしました市税条例の改正をしております。

以上が、2条、3条、4条の部分につきましては文言等の整理を加えるものでございます。

続いて、附則といたしまして、各改正の施行日、経過措置についてお示しをしております。

以上、このたびの改正につきましては、先ほど申し上げましたように、消費税率の引き上げが決まったことから、自動車の車体課税の実施時期の見直し、地方法人課税の偏在是正措置の実施の時期の見直し、住宅取得に係る措置の適用年限の延長が認められましたことから、住民税、軽自動車税の改正をするものでございます。

以上、説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 33条の4の法人市民税の法人税割の税率が100分の9.7から100分の6に

改正されます。これ、たしか平成31年の10月1日からの改正だと思うんですが、改正されることによって市にも影響があると思うんですが、どれぐらいの金額が影響されると試算してるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 今、早川議員御指摘のとおり、これは消費税の実施時期と引きかえに行うものでございまして、平成31年10月1日から適用されるものでございます。なかなかその影響というのはつかみにくいところがございますが、仮に本市の平成29年度予算、今、上げさせていただいておるものに当てはめると、29年度の法人税割が3億8,600万ほどございます。これを割り戻して3.7%引き揚げた措置をしますと、2億3,800万ほどとなり、1億4,000万ほどの減額になると見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、消費税が改正されることによって、今、1億4,000万ほど減額されるということなんですけど、市にとって、オールジャパンでやることですので、これを反対まではできないものだと思うんですが、市にとってメリット、デメリットというのに、今後の予算編成なんかの過程にもよるんですが、交付税でその分算入されるということがあればいいと思うんですけど、その辺はどういうふうにか、この法人税割の改正から当市における影響、これを改正することによってどういうふうに影響があるというふうに分ければよろしいでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） これも、平成26年の10月のときの法人税割を引き下げたときと同様に、今回のものも交付税の原資化という流れの中で行っておるものでございます。

それで、一応お示し、今御指摘のとおり、交付税のほうで措置していきますよということがうたわれておるわけなんですけど、交付税がなかなかやはり、御存じのように、その交付税が減った分だけ来るかというのと、なかなかそうは来ないのが実際のところでございます。それとあわせて、今回は平成31年の10月1日に法人事業税、こういったものが新設されるということが予定されておりますので、まだこの辺もはっきりどれだけの額だということがわからないわけなんですけど、この辺の動きとあわせて、やはり財政課と打ち合わせをしながらこのあたりの計画を練っていきたいなと思っておりますので、今後の動き、我

々も注視しながら進めていく作業を予定しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 自動車にかかわる税金の変わり方が、今、説明聞いただけではちょっとわからない部分もあるんですが、自動車税というのは従来、今も、県税じゃないですか、自動車税。買うとき、自動車取得税というのは県に払うんでしょう。そうすると、今度は、先ほど説明があったように、軽自動車でいうと環境性能割というのがあって、これは県じゃなくて市に入るお金ですよ。そうすると、今までは県に入っておった、取得時、あと維持してるときじゃなくて、取得のとき、県に入っておったのが今度は市に入ってくる、これは税金がたくさん入ってくるというふうに考えればいいのか、あるいは取得時に県税で、県に払っても、県のほうから交付金で一定部分が来ておったじゃないですかね。

まず、僕の言っておるそこまでが正しいかということと、それと今まで交付金で県税であって、その県がまるまる手に入れて一定の部分を市に返すという額と、今度はまるまる取得のときに豊明市に入ってくる、環境性能割で入ってくるのとで考えると、豊明は得するんですか、損するんですか。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 今の杉浦委員御指摘のとおり、車を購入するとき、軽自動車であれ普通車であれ、自動車取得税というものがかかります。これは、今は県税として、本来は個人が払わないかんのですが、ディーラーさんがかわって申告納付という形で県税事務所のほうに納められていると思います。それが、現在は県から100分の65が市町村に自動車取得税交付金、豊明で今、年間6,000万ぐらいだと思いましたが、これが歳入として入ってまいります。これが今の実際のもので。

今後、31年10月以降どうなるかということなんですが、普通車については、今と同様に県が徴収して、県から100分の65が交付金という形で入ってまいります。軽自動車につきましては、県税事務所が同じように徴収はしていただくんですが、軽自動車税となりますので、それがそのまま豊明市のほうに県から送られてきます。これは、今の軽自動車税と同様に、私どもの市税の中で受け入れを行っていきます。

そうしまして、これは100分の100入ってきますので、実際に単純計算しますと100分の35が余分に入る、ちょっと私、試算をしてみました、仮に100万円の車が年間400台豊明市

内で買われるということを考えますと、差し引きしますと、420万ぐらいプラスになるかなというふうに今考えておるところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 住宅ローン控除のことについてお伺いしたいと思いますが、もしわかれば対象件数、それからこれによる市税の収入減、これがどのくらいになっているのかということ、もしわかれば教えていただきたいと思います。

それから、その部分が、あとの一般会計の補正の歳入のほうでも出てくるとは思います、地方特例交付金という形で入ってきていると思うんですが、どの程度、この中で補填されているのかということが、これももしわかれば教えていただきたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 住宅ローンの減税でどれぐらい影響があるかという御質問だと思いますが、これもなかなかわかりにくいところがあるのが実際のところでございますが、今の住宅ローンの制度というのが、個人が住宅を建ててその住宅の借入残高の1%が減税となると、そのような制度でございます。年間今、400軒ぐらい住宅が新築されたりしておりますので、そういうことを考えますと、我々としては、約4,000万ぐらいが市税に影響があるのかなというふうには考えておりますが、これもなかなか住宅の軽減とかいろんなものも入ってまいりますので、なかなかつかみにくい、本当にアバウトな計算でございますが、約4,000万ぐらい影響があるかなというふうに考えております。

あと、今の地方特例交付金、どれぐらい影響があるかという2点目のお話でございますが、これについては、なかなか我々も試算のしようがなく、今のところ正確にはつかんでおらんというのが実際でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 地方特例交付金のほうが、3月補正予算のほうで確定見込みが出てまいりましたので、実は計上させていただいております。その数字で御報告をさせていただきますと、4,736万4,000円ということで、28年度は補填がされるという形になっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと今の件で確認ですが、これは全て住宅ローン関係ということでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案の中でも、市税の変更、法人税の9.7%から6.0%への変更に関して教えていただきたいと思うんですが、恐らく減収になるだろうということに対しての何か市としての対策、もしくは方針などがあるのでしょうか。先ほどの話のように、1億円ぐらいの、少なくとも減収に関しては1億円ぐらいの算段が立っているの、例えばその分の額の市の事業を、例えば削減を今の段階から検討していかなければならないとか、そういった何か見込みというのはあるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 市の減税となる分で、市の財政にどれぐらい影響があるかなということの御質問だと思います。

なかなか、実際に将来的な予測、難しいところがございますが、我々もやっぱり夏場に実施計画を組む段階で税収がどれぐらいになるかなということのシミュレーションも兼ねてやっておりますので、こういったことで市税のほうもある程度判断しながら、財政さんとその収支をどういうふうにしていくのかなということを毎年ローリングしながら見ておるところでございますので、このあたりは総合的に判断しながら、切り詰めるもの、それから割増しをするもの、いろいろ考えながらやはりやっていきたいと今考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 そういう格好で、もしかすると市民への事業も影響を受けるかも知れないという意味では、これ、たしか今回県も含めて法人税の影響は受けると思うんですけど、国へのそういった再考を求めるような働きかけなんかは、全国的にもそういう問題意識は出てると思うんですが、いかがお考えでしょうか。

（ちょっと答弁できないですの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁できないと思いますので、いいですか。

ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 予算書を見ると、今の28年の自動車取得税交付金が5,500万あります。これ、さっき杉浦委員の質疑の中で100分の65というふうに出てましたが、これが種別割のほうに変わるわけですよ。そうすると、全部が市のほうに入るというんですけど、これ、今だと軽自動車の登録の事務所で支払いをしようと思うんですけど、手数料的なものが市から請求されると思うんですけど、10分の10だとしても、実際どれぐらい減らされるというふうに想定してるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 今の予算書にあります自動車取得税交付金、それは今後も普通車の分だけはそこへ残ってきまして、軽自動車税の分だけがそこから引き抜かれますということですね。

御指摘のとおり、県税のほうで徴収事務を行っていただきますので、それに対する手数料、こういったものを払っていかないかんわけになるんですね。ですから、10分の10入るんですけども、多少手数料分だけはお支払いをしないかん、また、その手数料につきましては、1台当たり幾らになるのかというのは示しがございませんので、そういったものも今後の動きとして注目しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 74条の7に環境性能割にかかわる不申告の欄に過料というのが書かれている。かなり過料というと重たいものが今回条例の中に入ってるんですが、これ、どういう場合を想定していて、こういう過料というものが、かなり重いものが書かれてるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） これはやはり申告税でございまして、万が一の際にはやはりそういった申告がないおそれもございまして、条文の中に盛り込まれておるといふうで理解しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 市税条例の改定に関して、先ほどもお話を聞かせていただいた法人住民税の部分についてを中心にお話をさせていただきながら、反対の討論をさせていただきます。

9.7%から6.0%へと非常に大きな割合での変更であり、当然減収になりますから、先ほどのお答えにもあったとおり、1億円以上の単位で減収になると。交付税で戻ることを考えても、もともとの収支からいけばマイナスになるかもしれないというふうなことだと思います。

市民へのサービスが、昨年や、あとこれまで以上の負担増も含めて検討もしないといけないかもしれないという意味では、しっかりと、本来であればやめる立場で取り組んでいただきたいと思うことと、また、本市のように、市内にある事業所からの税金が余りないところとたくさんあるところの公平性というのはもちろん保たないといけないと思うんですが、一度こういった格好で国へと召し上げられた上で交付されると、自主的な政治、地方自治の本来のあり方にもかかわる問題かなと思うので、反対とさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 議案23号に対して、賛成の立場で討論いたします。

私も、法人市民税の法人税割の税率のことについて述べさせていただきます。

オールジャパンで、100分の9.7から100分の6に改正されます。特に地方のほうに財源を、交付税に移譲するという考え方が強いのかなというふうに思いますが、とはいっても当市においても、法人市民税に影響する1億円、1億4,000万ですか、今のところの試算ではするということです。

消費税改正の31年10月、そのあたりでまた法人税に対する、予定しているものもどうなるかがまだわかってませんので、その辺によってはまた数字が変わってくると思うんですが、交付税についても、今、トップランナー方式で、先進的に経費を削減しているところを基準に数字にしようと言い出すと、今、普通交付税自体もだんだんだんだん絞られてくという状況になると思います。今、消費のほう、賃金は若干上がっても、消費税のほうが減額されてるということを見ると、非常に法人税もちょっと心配の要素も今後あると思

いますので、その辺、財政としっかり先を見据えて、予算編成するなり、そういうところにちょっと力を入れていただきたいことを要望いたします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 賛成の立場で、簡単に討論いたします。

税制改正、国が法律でもって行うことですので、地方としては、言ってみればどうしようもないというようなところがあるわけですが、その影響をよく見きわめて、特に先ほど来問題になっている法人市民税の減税に関しては、豊明はそんなに法人市民税が多い自治体ではないので、むしろ全国で集めた法人市民税が地方交付税になって豊明に出した以上とどうか、減らされた以上に返ってくるような仕組みにしてもらわなければいけないというふうに思います。

豊明の状況の情報をよく、財政、あるいは上司のほうにも説明をしていただいて、全国市長会という、自治体が国の政策に対して意見を述べる場があるわけですので、そういったところへ市長がどういう案件を持ってくかということは、担当がどういうレクチャーを上層部にするかということによって随分変わってきますので、そういったことを、財政あるいは税務、それぞれよく注意をして、しっかりと意見具申をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 賛成多数であります。よって、議案第23号については賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ではありますが、10分の休憩といたします。

午前 1 1 時 1 6 分休憩

午前 1 1 時 2 6 分再開

○総務委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第29号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場議事課長。

○議事課長（馬場秀樹君） それでは、議案第29号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、1款 議会費の説明をいたします。

まず、歳出より説明しますので、補正予算書の24、25ページをお開き願います。

それでは、事業別で説明をいたしますので、右側25ページをごらんください。

1款1項1目 議会費のうち、議員活動事業を505万円、事務局事業974万2,000円、合計1,479万2,000円の補正減を予定するものであります。議員活動事業の505万円の減額は、期末手当におきまして昨年3月に特例条例を改正をし、期末手当を3%減額したことで114万円の減、議員共済給付費負担金においては、平成28年度の当初負担率を43.0%と見込んでおりました。実際、今年度28年度は41.0%で確定したことにより、その差額が196万円の減、28年度の出張等がほぼ終了したことによる費用弁償及び普通旅費60万円の減、同じく調査旅費135万円の減、事務局事業の974万2,000円の減額につきましては、印刷製本費において、単価契約の入札残により執行見込みの残額150万円の減、議会営繕工事において議場音響システム改修工事、会派室パーティション設置工事等の入札残として824万2,000円を減額するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、同じく補正予算書20ページ、21ページをお開きください。

20款1項1目 議会債を440万円、補正減を予定するものです。これは、歳出の議場音響システム改修工事が終了したことによるものです。

次に、補正予算書の7ページ、第3表をごらんください。

第3表の地方債補正、下段の変更欄、議場改修事業を3,180万円から2,740万円に変更したものです。これは、議場音響システム改修工事が終了したこと、同じ理由によるものでございます。

以上で、1款 議会費の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 平下秘書広報課長。

○秘書広報課長（平下義之君） それでは、続きまして、秘書広報課が所管するものについて御説明をいたします。

補正予算書24、25ページをごらんください。

24ページ下段、2款 総務費、1項 総務管理費、2目 秘書人事管理費を7,839万円減額いたします。25ページの説明欄をごらんください。職員共済組合負担金を7,600万円減額いたします。これは、予算ベースの給料額に予算作成時の見込み負担率を乗じて積算した

負担金額に対しまして、現時点での本年度支出見込み額を考慮し減額するものでございます。

以下、職員健康診断等委託料、研修旅費、一般報償費の減額につきましては、入札残及び執行残によるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

一番上、4目 広報費を254万5,000円減額いたします。右ページ説明欄をごらんください。広報配布業務委託料及びその下、印刷製本費の減額は、入札残によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出予算から御説明いたします。

補正予算書24ページ、25ページの一番下の段でございます、3目 文書費をごらんください。

1、文書事業の6万4,000円の減は、法制執務業務の委託金額が確定しましたので、残額を減額するものです。

次、26ページ、27ページ、財産管理費は5,162万円の減です。右のページ、1、庁舎維持管理事業は4,764万8,000円の減です。内訳としまして、一番右の説明欄上から、光熱費の1,047万1,000円の減、修繕料の40万円の減、1つ飛んで機械保守委託料の31万3,000円の減、その下、工事設計監理委託料の129万7,000円の減、庁舎等営繕工事費の3,315万6,000円の減は、執行見込みに合わせて減額するものでございます。

説明欄の3つ目の項目、機械等撤去委託料の201万1,000円の減は、PCB廃棄物の処理を来年度以降にするための減額でございます。

その下、2、公用車管理事業は397万2,000円の減です。内訳としましては、一番右の説明欄、上から、公用車車検整備等委託料の123万7,000円の減、バス等借上料の242万円の減は、執行見込みに合わせて減額するものです。自動車賃借料の31万5,000円の減は、執行金額確定により減額するものでございます。

次、32、33ページをごらんください。

2款4項 選挙費、3目の参議院議員選挙費は、1,002万3,000円の減です。内訳は、一番右の説明欄、一番上の選挙事務から一番下の備品購入費まで全て執行金額が確定しておりますので、これに合わせて減額するものでございます。

次、34、35ページをごらんください。

4目の愛知用土地改良区総代選挙費は、11万9,000円の減です。内訳は、一番右の説明欄、一番上の超過勤務手当から一番下の備品購入費まで全て執行額が確定しておりますので、これに合わせて減額するものです。

ページ戻りまして、歳入を説明いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

14款2項1目2節 財産管理費補助金の1,785万4,000円の減は、太陽光発電システム機能増設工事の補助金が決定いたしましたので、これに合わせて減額するものです。

16ページ、17ページをごらんください。

14款3項1目3節 選挙費委託金は、1,014万2,000円の減、こちらは、先ほど説明いたしました参議院選挙費と愛知用土地改良区総代選挙費の歳出予算で同額を減額したための、同額の減額でございます。

次、18ページ、19ページをごらんください。

15款2項1目 不動産売払収入は1,695万8,000円の減です。これは、売却予定であった土地の売却を来年度以降にするための減額です。

次、7ページ、第3表、地方債の補正です。

庁舎改修事業の起債の限度額を本館空調熱源設備更新工事及び本庁舎屋上防水工事の事業費確定により、4,780万から3,000万に1,780万減額するものです。

済みません、21ページ、歳入でございますけれども、庁舎整備事業債の1,780万円の減額でございますけれども、ただいま説明いたしました起債の限度額の減額と同様の理由による減額でございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それでは、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、26ページ、27ページをお願い申し上げます。

2款 総務費、1項 総務管理費、5目の財政管理費における、1事業の財務会計事業の26万4,000円の減は、執行額の確定見込みによる減額補正であります。

続く2事業、財政管理事務事業26万9,000円の減額補正につきましても、それぞれ執行見込みの確定によるものでございます。

続きまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

13款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費の財政調整基金積立金は2億1,184万7,000円を増額補正するものです。同基金は、平成27年度決算において30億8,045万6,000円でありました。平成28年度中にお認めいただいております歳出事業の財源とし

て、計5億9,064万5,000円の繰り入れを行いました。これによりまして、年度内基金残高は24億8,981万1,000円となりましたが、さきに議決いただきました12月補正予算での積み増し4億3,107万円に当初予算計上の利息想定64万4,000円を加え、このたびの積立額をお認めいただきますと、積み立て後の財政調整基金の残高は31億3,337万2,000円となる見込みでございます。

続いて、下段の2目 教育施設建設及び整備基金費の教育施設建設及び整備基金積立金は、条例積み立てにより2,002万8,000円を増額補正するものです。なお、積立金額の中には、毎年市民の皆様が湿地保全のために募金活動をいただいております寄附金が加わっております。このたびの積立額をお認めをいただきますと、積み立て後の基金残高は1億486万4,000円となる見込みでございます。

続いて、3目の公共施設建設及び整備基金費の公共施設建設及び整備基金積立金は、基金利子が当初予算の積算で見込んでいた額よりも減少しましたため、差額を減額補正するものです。補正後積立額による積み立て後の基金残高は、11億8万1,000円となる見込みでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、10ページ、11ページにお戻り願います。

10ページ、11ページ、8款 地方特例交付金736万4,000円の増額は、交付実績によるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願い申し上げます。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 利子及び配当金は、財政調整基金において33万8,000円の増額、教育施設建設及び整備基金において1万6,000円の減額、公共施設建設及び整備基金において11万1,000円の減額を補正計上いたします。これらは、見込み利率の変動と、あと資金運用上の定期の設定期間の変更等によるもので補正計上するものでございます。

続いて、同ページの下段をお願いいたします。

16款 寄附金、1項 寄附金、1目一般寄附金の5,398万円は、環境整備事業費であります競馬場周辺整備事業寄附金の確定による増額計上でございます。平成28年度の環境整備事業費は、総額で2億3,398万円となります。桜ヶ丘沓掛線の整備事業や教育施設の整備事業等に活用をさせていただいております。

続いて、20ページ、21ページをお願い申し上げます。

18款の繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の前年度繰越金7,852万2,000円は、国の補正予算への対応等を想定し、留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものでございます。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 続きまして、企画政策課所管部分について説明させていただきます。

歳出より説明いたしますので、26ページ、27ページをお願いいたします。

2款 総務費、1項 総務管理費の最下段、8目 企画費、右側ページ、企画事務事業は、説明欄のとおり、それぞれの執行残により62万6,000円を減額計上をいたしました。

続きまして、1ページおめくりいただき、28、29ページをお願いいたします。

最下段、12目 電算管理費は1,611万2,000円を減額計上いたしました。主なものとしまして、右側ページ、電算管理事業の説明欄、下から2行目の消耗品費265万7,000円の減は、予定しておりましたメールセキュリティーソフトの導入を、ことし6月末ごろ予定の愛知情報セキュリティクラウドの導入で提供される機能を待つて判断するため、執行を見合わせたことによるものであります。

1ページおめくりいただきまして、30、31ページをお願いいたします。

右側説明欄の一番上、電算関係委託料238万円の減の主な理由は、マイナンバー対応ネットワーク再構築委託の執行残によるものであります。その下、社会保障・税番号制度システム改修委託料の162万円の減は、主にこの制度で運用する情報提供ネットワークシステムの総合運用テストの見積差金によるものであります。さらにその下、電算関係借上料784万1,000円の減は、マイナンバー対応ネットワーク再構築に係る機器のリース開始を6月から1月に変更したことによる、7カ月分のリース料の減額が主な要因であります。その下、あいち電子自治体推進協議会負担金82万3,000円の減は、負担金確定による減額であります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

下段、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、1節 電算管理費補助金の右側説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、事業費に対する補助金額が予算時の見込みを上回り、差額分70万4,000円の税額補正を計上いたしました。その下、3節 企画費補助金の地方創生推進交付金172万5,000円は、豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける花の街プロジェクトの推進施策として実施いたします地域ブランド、とよあけ花マルシェ推進事業が地方創生推進交付金事業に認定され、事業費の2分の1を一般財源から国庫特定財源に振り替えするものであります。

以上で企画政策課所管の説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 川島とよあけ創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） それでは、とよあけ創生推進室所管部分について御説明申し上げます。

まず、歳出から説明しますので、28ページ、29ページをお開きください。

上段の2款 総務費、1項8目 企画費、2 地域創生事務事業で360万8,000円の減額です。

内訳につきましては、説明欄の一番上、ふるさと納税関係事務で37万1,000円の減です。これは、非常勤一般職員の勤務日数を減らしたことによる執行残です。その下の費用弁償及び普通旅費、もう一つ下の印刷製本費は、執行残によるものです。その下の公共施設巡回バス負担金の60万円減は、ひまわりバスの運賃収入の増加に伴う運行負担金の減によるものです。その下の豊明市地域公共交通活性化協議会負担金の175万7,000円の減は、現在、協議会において策定中の豊明市地域公共交通網形成計画のコンサルティング委託費用の入札残に伴うものです。その下の保育士資格取得支援補助金の61万7,000円減は、今年度、潜在保育士の掘り起こしや子育て支援員の養成のために行いましたワイワイ保育セミナーの受講生を対象に、保育士試験の補助や通信教育の補助制度を設けましたが、現時点で問い合わせが数件あるものの、申請者は一人もいないため、減額するものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

下段、14款 県支出金、2項 県補助金、1目 総務費県補助金、1節 企画費補助金、公共施設巡回バス事業費補助金で42万4,000円の増額です。こちらのほうは、ひまわりバスの運行補助に充てております愛知県の元気な愛知の市町村づくり補助金が100万に増額されたことによるものです。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

下段、16款 寄附金、2項 寄附金、1目 一般寄附金、1節 一般寄附金のうち、ふるさと豊明応援寄附金で700万円の増額です。これは、本市へのふるさと納税の寄附枠が堅調に推移しているために増額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） では、市民協働課所管分の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳出より御説明いたします。

補正予算書の28、29ページをごらんください。

2款1項11目の市民活動推進費の補正額は、368万円の減額でございます。減額後の予算額は1億183万5,000円です。

市民活動推進事業は200万7,000円の減額となります。主な理由といたしましては、中ほどの説明欄の下から2行目、市民提案型まちづくり事業交付金で、採択件数が予定しておりました件数以下であったため、残額を減額するものでございます。

下段、都市・国際交流事業は167万3,000円の減額です。主な理由といたしましては、説明欄の中ほどの印刷製本費に当たります。これは、本年度予定しておりました第2次多文化共生推進計画の策定を1年間延長いたしましたことにより、平成29年度に策定するということのため減額したものでございます。

続きまして、34、35ページをごらんください。

2款5項2目の商工統計調査費の補正額は93万7,000円の減額で、減額後は211万1,000円となります。商工統計調査事業の減額理由といたしましては、統計調査員報酬の減額によるものでございます。経済センサス活動調査の完了に伴うものでございまして、各経費を精算の上で不用額を減額したものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

16ページ、17ページにお戻りください。

14款3項1目の総務委託金のうち、4節の統計調査費委託金の補正予算は93万7,000円の減額となります。先ほど歳出で御説明いたしました経済センサス調査完了に伴う精算による減額でございます。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） それでは、議案第29号のうち、税務課が所管するものについて、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の30、31ページをお開きください。

30ページ下段、2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費におきまして506万9,000円を減額するものでございます。31ページの説明欄に、地番家屋現況図修正事業でございますが、ここで地番家屋現況図修正業務委託料を52万9,000円減額いたします。これは、入札執行残額を減額するものでございます。

その下の段、3、課税計算事業でございますが、ここでは電算関係委託料を200万円減額いたします。これは、市税におきまして電算処理件数の実績に合わせたもので減額するものでございます。

続いて、4の税務総務事務事業でございますが、こちらでは印刷製本費、これを17万ほど減額させていただきます。

次の標準地鑑定業務委託料と固定資産評価業務委託料、これは、ともに入札執行残額を減額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

市税につきましては、上段で市民税、これを9,633万3,000円増額いたします。それから、中段で固定資産税、これを4,328万4,000円増額いたします。それから、下段で、軽自動車税を1,032万円増額いたします。市税全体では、1億4,993万7,000円を増額いたしまして、市税の総額を103億4,056万4,000円といたします。

上段の市民税でございますが、所得税を増額させていただきます。これにつきましては、個人所得、これが比較的順調に伸びておることから、実績に応じまして9,633万3,000円を増額させていただきます。

中段の固定資産税につきましては、実績に合わせて増額いたしておるわけでございますが、中でも、家屋、償却資産の伸びがございますので、整理いたしまして4,328万4,000円を増額いたします。次に、下段の軽自動車税でございますが、1,032万円を増額させていただきます。これも実績に応じて増額いたしますものですが、この中には、本年4月に発覚いたしました大手自動車メーカーさんの燃費不正に伴う追加徴収、こういったものを含んでおります。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 服部市民課長。

○市民課長（服部英俊君） それでは、市民課所管分について御説明をいたします。

まず、歳出からお願いします。補正予算書33ページをお開きください。

上段の枠内、2款3項1目3、戸籍住民基本台帳事務事業は154万5,000円の減です。一番右の説明欄、住民基本台帳事務104万5,000円の減は、市民課窓口の非常勤一般職員が年度途中で退職したことによるものでございます。その下、図書及び器具購入費50万円の減は、市役所出張所の移設に伴いますパーティションパネル等の購入の予算執行残によるものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

上段の表、繰越明許費補正、1行目、2款3項 住民記録電算処理事業の繰越明許費626万3,000円は、個人番号カードの発行等を担っております地方公共団体情報システム機構に支払う交付金ですが、事業のおくれが想定され、機構からの請求がおくれる可能性がありますので、繰り越しをするものです。繰越額につきましては、当初予算で計上しました個人番号カード交付事業費交付金のうち、国庫補助金分に当たる額です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） それでは、防災防犯対策室所管の補正予算について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、補正予算書36、37ページをお願いいたします。

最上段、2款7項1目 交通安全対策費をごらんください。

右ページ1、駐輪場維持管理事業の347万2,000円の減は、前後駅周辺駐輪場の監視カメラの設置工事につきまして、予算積算時には15台程度設置する予定であったものを、設計時に見直し10台としたため、減額するものでございます。

続きまして、その下段、2の交通安全推進事業の35万7,000円の減は、交通安全施設整備工事の実績によるものでございます。

続きまして、58、59ページをお願いいたします。

中段になりますが、9款1項4目 災害対策費をごらんください。

右ページ1、災害対策事業は30万6,000円の減です。8月に行いました豊明市総合防災訓練の訓練会場整備委託の入札執行残でございます。

次に、その下段、2の災害対策事務事業は253万4,000円の減です。防災専門員の雇用を昨年11月1日からとしたため、4月から10月までの7カ月分の報酬を減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

16、17ページをお願いいたします。

14款2項7目の消防費県補助金をごらんください。

右ページ2、災害対策費補助金は79万4,000円の増でございます。南海トラフ地震等対策事業費補助金のメニューに、新たに備蓄食料等の強化対策事業が追加されたことによるものです。なお、当補助金は、28年11月9日付にて愛知県知事より交付決定を受けております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 理事者の説明は終わりました。

会議の途中ではありますが、ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

○総務委員長（近藤千鶴議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第29号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は、ページ数もお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 7ページを聞かせてください。山盛議員も本会議質疑をしたんですが、3表のところですか。公民館の改修事業と体育施設の整備事業、これ、起債を廃止して、変更のところは下の議場改修事業から給食センターの起債の変更をしたというところについて、また本会議質疑の続きで申しわけないですが、聞かせてください。

71ページに財調のことが書かれておりますが、2億1,184万7,000円積み増し、議案が認められれば総額で31億3,337万2,000円となります。財政調整基金の目標を30億としていて、今回、31億を超える、31億を若干超えるんですが、目標額に達しているということから、質のいい起債をするという答弁もあったんですが、それならば、もう少し減らせるもの、31億を超える3,000万でも例えば庁舎改修事業の部分はやめるとか、そういう考え方もできたと思うんですが、なぜこれだけの、起債の廃止は2本だけにしたんでしょうか。その辺もまた明確に説明してください。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 7ページの市債の補正でございますが、このたびですと、議場と庁舎が当委員会の財源の部分の変更の補正になっておるかと思えます。

それで、今の御質問に関してですけれども、まず、財調の積み増しのことも関連しての御質問がありましたので、歳出のほうで計上させていただいております財政調整基金の積立金でございますが、これにつきましては目標ということで、今ありましたが、目標も、市長が目標としておっしゃられたのは当局、私ども財政に対する財政運営上の規律というような形で、30億を下回らないような財政運営をしていきたいという言い方で目標の設定をされておられますので、30億を下回らない上で増をして、取り崩したりしながらも、できるだけ30億を下にへこまないような財政運営ができるということが、豊明市としては健全な財政状況といえましょうか、強い財政運営をしているような形が維持できますので、そういう意味の目標設定を、運営上の目標設定をされているということです。ですので、30億に達しているのをそれを超えた分は余分だという、そういう目標の設定にはなっておりませんということです。

あともう一つは、中長期のことを考えますと、財政調整基金を中心に積み立てを形成していけないと、豊明市の健全な財政運営はなかなか維持できないということがありますので、30億を下回らないという目標も、そのためにはここ数年でも繰り入れをかなりしない

といけない年度が、近い年度で訪れるのではないかという想定もありますので、必要な歳出として財政調整基金に積み増しを、このたびの計上の規模程度は絶対にやらなければならないというような必要な歳出としてまず設定をしております。その歳出があって、その財源をどうやって調達するかというところの中で地方債の減額補正をしていく、その中で、さらに外せるもの、発行しないで済むものはないかという検証をさせていただいた中で、合計2本の2,000万円程度ではございますが、まずこれだけはどういうことでさせていただいていると。

それで、財源調整の観点と適債性の観点からというふうに御説明をさせていただいたかと思うんですけど、財源調整は先ほど申し上げたような理由、適債性の観点というところでいきますと、市債を発行するメニューの中でより資産性の高いものはさらに、世代間の公平負担のために市債の制度はありますので、その観点から照らして、より資産性が比較的低いものは適債性が少し優先順位としては劣るのではないかというようなことも含めて、2本まずは外していこうということで、その分、実は財調に積み立てする分が減っているということも言えるかと思いますが、そういうような関係性にあります。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してですが、縁故債とか利率で言うと、今、そちらのほうが利率が高く、臨財債のほうが金利が安いという説明も本会議質疑の中であったんですが、利率のことを考えて将来の負担を減らすというならば、もう一本、二本ぐらいという考え方もあってもよかったのかなというふうに思いましたが、そういう考えの中からそう決めたという答弁だと思うんですが、ちょっともう一点聞かせていただきたいんですが、12月議会で地方交付税が2億2,842万7,000円増、これ、このときは財調に4億3,000万余ぐらい積み増ししました。今回の補正を見ると、財調にも積み立てて、市税の増収、8ページ、9ページ、説明でもありましたが、約1.4億ふえましたよと。また、競馬場周辺の事業の寄附金、これも確定して5,300万余ふえたと。

そういう部分が、お金には名前がないですので、そういう部分のプラス増があったことによって基金に財調に積み増すことができたとも言えるんですが、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 先ほどの前段のお話でございますが、もう少し下げれるもの

があったのではないかとということなんですけれども、市債の優位性からいきますと、臨財債のお認めいただいている額と発行可能額の間にはすき間がありますので、そのすき間部分を発行して下げるということが、次の段階では考えるべきステップになるのかなということも1つの考え方としては成り立ちますので、ぎりぎりやれるものとしてまず外したのが2つありますということになっております。

それと、財政調整基金に積み増しをした財源のお話で、歳入側の増額部分ということがもちろんあるかと思いますが、それと、3月補正予算の中で全ての課でこれだけの費目にわたって減額補正をしておりますので、歳出の中からの減額補正も重要な財源ということになっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 もう一つ関連で、申しわけないですが、考えようによっては予算の未執行も多かったんじゃないかというような考え方もとれるんですよ。しっかり28年度予算の契約残、執行残だけですが、未執行の部分というのは決算じゃないとわからない部分があるかもしれないですが、そういう部分が多かったとは分析してないんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） それは、多かったか少なかったかというような分析は実はしておりませんが、基本的にはお認めいただいている当初予算が、基本的に見積もりの上限額としてお認めいただいてまして、その中で当初予算のヒアリングもどうやって執行していくことが妥当かというようなことを随分議論させていただいて、その結果の3月補正になってきておりますので、その中で、補正でこれだけ下げるものが生じたよとか、事業ごとにそれぞれ特徴はありますけども、中には、当初の見込みの設定の仕方で、これは次の29年度以降の当初予算のときには積算のあり方を考え直さないといけないですねというような、当初のヒアリングと補正のヒアリングの連動の中で検証、見直しをかけているようなものもやはりございますので、そういう査定を通してPDCAをかけているといいましょうか、そういうことにはさせていただいておるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 歳入のところの8ページ、固定資産税がふえているということは、ちょ

っと考えますと、質疑としては評価替えはいつだったかなと。評価替えをして高く評価すれば当然歳入はふえてくるわけですし、評価替えがいつだったかなということと、それから、評価替えは去年もことしも中身が一緒ということになると、固定資産税がふえるということは、先ほど家屋がちょっとふえてるという話は説明のときお聞きしたんですが、それでいいのかなという、家屋は本当にふえてるんですかねという、ちょっと疑問点も持ちながら質問をいたします。よろしくをお願いします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） まず、第1点目の質問で、評価替えの御質問でございましたが、評価替えにつきましては、前回は27年に評価替えをしております。次回が平成30年度の評価替えという形になります。

土地につきましては、御質問のように、中間年はそんなに伸びるものではないという意識でおります。

家屋につきましては近年、この数年ですが、住宅着工が若干ふえております。今、昔からの住宅地を見ていただくとわかるように、いわゆる大家さんのところがちょっと空き家的に維持できないということで、切り売りをされて建て売り住宅等が今、進んでおります。1戸だったものが2戸、3戸という形で分割しておるようなところがございますので、そういったところから少し件数的に、延べ件数が若干ふえておるところがございます。しかしながら、実を言いますと建て売りも今、この年末、12月の末に売れ残っておる物件がかなりありまして、今、完成はしておるということで、建て売り業者のほうにその分を請求しておるのが実際のところでございます。今年度から新たに始めたところがございます。

あと、固定資産の中では、償却資産といたしまして、いわゆる企業の設備投資しておるような器具類、設備類に課税する償却資産という項目がございます。栄インター近辺でも少しずつ倉庫等が建ちまして、そういったところの機械設備、そういったところにも課税をしておりますので、そういったところで償却資産が若干伸びておるということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 毎年、決算を締めると繰越金が十数億、この数年間ずっと出ておりまして、それ以前は七、八億ぐらいだったと思うんですが、異常に繰越金が多いということで、この補正予算を組むに当たって、以前は、例えば歳出の執行残は、5万円以上を見込める

場合は補正減をするようにというような、そういう指示が財政のほうからあったと思うんですが、今回のこの補正予算の編成に当たって、その辺はどうか。それから、歳入のほうも、適正に見込めるものは見込んだのか、そして、その結果として次年度への繰越金はどのくらいを想定してこの補正予算を組まれたか、お伺いしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 補正予算の要求を各課にいただく前に、予算の提出をお願いするに当たりまして、5万円以上の不用額とか執行残がある場合は減額補正をしてくださいというような形で、このたびの3月補正も依頼をかけております。その前提で各課に要求をしていただいています。1つの呼びかけとしてさせていただいているということで、それは先ほどの御質問もありましたが、財源の兼ね合いということもありますので、積み立てを極力、3月においても重ねてやってまいりたいという意図からというところもございます。

それと、繰越金の見込みの兼ね合いでございますが、平成21年度ぐらいは7億円台ぐらいでございましたので、23年度から10億円になりまして、11億、12億、14億みたいな感じで、10億円台でこのところ推移しておりまして、27年度の決算だと13億6,000万円の実質収支をもって黒字とさせていただいております。その規模というところをどう見るかではありますが、確かに標準財政規模の割合からすると、割と黒字率が高いというような決算をやっておるのは事実でございます。そこに累積して、年度をわたっている分がそこにもあるということもあると思いますが、1つは予算の規模と決算の規模も、この数年、この二、三年において毎年ちょっと拡大、更新させておりますので、最大規模の予算編成をして最大規模の決算を迎えてというような形でさせていただいておりますので、全体が大きくなると実質収支も一緒に連動して大きくなっていくということも、要因としてはあるということです。

一般会計の繰越額につきましては、現実にはなかなか見込みを立てるのが難しく、3月からの出納整理期間内に相当の動きがまだ生じますので、なかなか見通しを立てるのは難しいということがあります。ですので、決算がある程度固まってくるころまで繰り越し、実質収支のことがなかなか公に申し上げられてないような状態が続いておりますが、現実はそのようなところなんです。ただ、予算編成、3月にさせていただく中では、どれぐらいの動きになるのかということを見定めておらないといけなくて、黒字が、入のほうでよりこぼれて入ってくる部分がどれぐらい動くか、出のほうで不用になってくるといいますように、すき間がどれぐらいあいてくるかと、その両方を足して黒字になりますので、入

のほうの、いわゆるあふれていく分は、前年のあふれていくよりも縮むであろうということが見込まれておりますのと、出のほうは、実は包括予算制度をやらせていただいて2回目になってますが、若干決算の概念を投入して予算編成をさせていただいております、本会議場でも、清水議員の御質問に対してお話しさせていただいておりますが、そういう要因もありますので、実はたくさん、5万円以上は減額してくださいといいつつも、繰り越しの額をある程度持たないと、28年度の決算としては非常に例えば節約型の決算が形づくられたとしても、翌年度に行き詰まるとは何の意味もございませんので、翌年度に持っていく繰越額というのもある程度持ちたいなというような願望を財政としては持ちながら、コントロールしながらの査定をさせていただいたというような、ちょっと抽象的な説明になりますが、感覚的にはそういう形で、それぞれ実質収支を構成する入側と出側が縮むのではないかという、そういう見通しを持ちながらやっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の質問と関連するんですけども、繰越額、おおよそ幾らになるかというお答えが出ませんでしたので、私としては、かなり意図的に繰り越しが多くなるような補正予算の編成が行われているのではないかなというような、そういう目で最近見ておったんですが、1つの例としてこの歳入の予算、先ほど杉浦議員の御質問がありました8ページ、9ページの市税のところですけども、個人市民税、それから固定資産税ともに伸びているという御説明でしたけれども、それでも前年度の決算額よりも数千万少なく見込んだ補正の計上が、ここにはしてあるんですね。ということは、その差の分は繰越財源として留保しているのかなというふうに思うわけですけども、収納率を、この固定資産税の収納率、昨年度の固定資産税と市民税、収納率、昨年度の決算の収納率と、今回の補正予算を見込んだときの収納率は何%になっておるのでしょうか、もしわかれば。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁できますか。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 一応、今の見込みということで、それぞれ昨年の収納率それぞれ見ながらやっておるわけですが、市民税の所得割におきましては、97%の収納率を見込んでおりますし、それから固定につきましては98.8%、軽自動車税につきましては96.2%、こういった収納率で見込んでおるところでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 済みません、27年度決算のときの収納率が幾らだったか、わかれば。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどにさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページは36ページ、2款7項1目の交通安全対策費で、駐車場の監視カメラが15台を見込んでいたところから10台に減ったことにより、347万円の減額というお話でしたが、安全を考えて設定した台数だったんでしょうけれど、10台でも市民の安全や防犯が確保できる、担保できるというのはどんな理由からでしょうか、お答え願います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

石川防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（石川賢治君） 前後駅周辺には、計6カ所の駐輪場がございます。今回設置させていただいたのは4カ所、6カ所のうち4カ所に計10台の監視カメラを設置させていただきました。

未設置の箇所につきましては、地元の方の御意見で、プライバシーを侵害されるんじゃないかという御意見をいただきましたので、その御意見を尊重してその数としております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 7ページの2表の2款 総務費のマイナンバーの関係、住民記録電算処理事業、また、31ページ、ここも電算関係の委託の関係もマイナンバーの関係だと思いますが、ちょっとマイナンバー全体で聞かせてください。

これ、繰越明許にもなってるんですが、マイナンバーの制度自体が、国の対応がおくれて電算関係がおくれているからこういうふうになってると思うんですが、現状、おくれてることで何か問題が発生してるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

服部市民課長。

○市民課長（服部英俊君） マイナンバーのカードの作成、それから交付につきましては、地方公共団体の情報システム機構というところの管理になっているわけなんですけど、実

際おこなわれている状況としては、カードのほうの普及が、申請が実際思ったよりもおこなわれているということで、それに伴って製造、交付がおこなわれているということで、当初見合った国のほうの予算もつけておいたわけなんですけど、それが少しずつずれこんでいるということですね。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） 先ほどの後藤委員の御質問のお答えでございます。

平成27年度の個人市民税の収納率でございますが95.4%、それから、固定資産税の収納率が96.7%、軽自動車税の収納率が92.9%でございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 先ほどの早川委員の、マイナンバー制度のおくれの懸念の御質問ですが、行政のほうで利用いたします情報提供ネットワークにつきましては、7月運用開始ということで、今のところ大きなおくれは特に出ておりませんので、住民側のほうのマイナンバーカードの発行という部分で、先ほど市民課長の答弁のとおりなんですけど、システム全体としては、大きな問題は今のところないという認識であります。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

服部市民課長。

○市民課長（服部英俊君） 先ほどの件につきまして、市民に影響が出るかというお話がありました、特に影響のほうはございません。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 なかなかマイナンバーの制度も国も対応がおこなわれているというのは聞いてるんですが、システムのカスタマイズがまだ確定してないとか、そういう部分でのおくれはないということですか。何かおくれる理由というのが多分あると思うんですが。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

小串企画政策課長。

○企画政策課長（小串真美君） 特にシステムのカスタマイズでおこなわれているとか、何か予定しているシステムで開発がおこなわれているというようなお話は、今のところ聞いており

ません。

終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 発行のほうで、マイナンバーの申請者が少ないことで影響はないのか、申請をしてもまだ、未だにすぐ発行できてないのか、そういう部分のおくれはないのか、どうなんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

服部市民課長。

○市民課長（服部英俊君） 当初、去年1年ぐらい前ですと、大体20%ぐらいを国のほうはもくろんでおったんですけど、実際のところは7%ぐらいの交付ということで、それは、やっぱり申請を市民の方がされるかどうかというところにかかってきますので、そちらのほうで申請がどうしてもされていないと、もくろみどおりふえていかなかったということをおっしゃっております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

杉浦委員。

○杉浦光男委員 31ページ、税務総務事務事業というところで、標準地鑑定業務委託料というところ、200万ほど減になってますが、これ、もとがどれだけであったというのはちょっと今資料を持ち合わせてないので済みません、こういうのというのは、予算の段階からずっと最後まで余り余らないような気もするんですが、もともこの標準地鑑定業務というのは大体どういうことなのかということと、普通、大体国が示す路線価があるじゃないですか、市街化区域では。市街化調整区域はちょっと違いますけどね、倍率で違いますが。そうすると、これ、何をどうやってやって、これだけ余ったのかなということをお聞きします。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木美智雄君） この固定資産の標準地の鑑定業務委託料でございますが、これは、評価替えの前々年に、いわゆる路線価を決める際のもとなる資料をつくるものでございます。市内の159カ所のポイントをつけまして、その鑑定価格の推移を見定めて3年間の推移を見定めたりしながら、路線価をどのように決めてくかなという資料のもとになるものでございまして、その159カ所も一応決めてはあるんですけども、その年々によ

ってそのポイントも実際形状が変わる、例えば地目が宅地になってしまったり、畑地になってしまったり、いろんな形状が変わっていきますので、実際にはこの159カ所を、一番高い価格設定の単価で鑑定してもらったときの単価として設定をしてみますが、実際に行うときには、類似地域といいまして、近隣の地域ですと単価の安いところで実際行っていただきますよという調整を図った上で指標をつくりますので、このような差額が出てくると。入札価格としては、最初の設計額がもう1,200万以上のものでございますので、それから差し引きしてこれぐらいの差が、入札執行残が出たということでございます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 28ページ、2款1項8目 企画費の中で、保育士資格取得支援補助金の61万円の減なんですけど、たしかこれは資格取得の補助にとどまらず、本市の保育士の確保の策でもあったかなと思うんですけど、非常に利用件数は少ないというのは、受講した方からの何か意見のようなものというのはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

川島地方創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 今回の支援補助金なんですけど、ワイワイ保育セミナーというセミナーを行いまして、そちらの受講生の方を対象にしております。受講生のうち、そういった案内が欲しいと言われた33人のほうにはプッシュ型で補助金の案内をしておるんですけど、やはり問い合わせ数件ある中で、保育士試験がやはり合格率が低いということで、なかなかハードルが高いというのが1点あります。

それからもう一点は、今回のこのワイワイ保育セミナーというのは、子育て支援員の基礎研修という研修と同等のものになっておりまして、子育て支援員のもう一つ、専門研修というものを受けると、子育て支援の資格が取れるということで、今年度は保育士試験よりも子育て支援員の資格を取得しようというレベルでとどまったというようなことを言っておるのを把握しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 同じ29ページの真ん中より少し下の市民提案型まちづくり事業交付金ですけども、もともと大きな金額ではありませんが、当初は120万で、67万2,000円ということで半分以上残っているということなんですけど、第5次総合計画、28年度は初年度で市民

との協働というのが柱になっておるわけなんですけど、そういう中で余り結果がよくなかったかなと思っておりますが、どのような事情なのか、お伺いしたいと思います。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） この事業につきましては、3つの視点から、一般の方とビギナーと言われるものとヤングという、この3つの3本立ての事業を行っております。そのうち一番大きく影響しましたのが、一般の方の上限15万円という部分があるんですけども、今年度につきましては、6件の申請中1件しか採択にならなかったという部分がありまして、その部分が影響してきたということになっております。

ただ、ビギナーコース、ヤングコースとも、当初3件ぐらいを予定しておりましたけども、これは5件と4件ということで伸びておりますので、ただ、金額的にはこれ、5万円が上限でございますので、軽易なものの方については少し伸びがあるというようなことでございますけれども、一般の方のものについては、今後またPRのほうをしっかりと、使っていただくように推し進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連してちょっと聞かせていただきます。

先に、29ページの保育士資格のほうから聞かせてください。ワイワイ保育セミナーを実施して、その中の受講生の方からお誘いというか、こういうことがありますよというふうに多分したと思います。支援員のほうを希望される方を主にやったと思うんですけど、企画した側とニーズが結局合ってなかったというのが原因のような気がするんですが、そういう部分の反省点というのはあるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

川島地方創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） 今回の制度設計なんですけど、まずは、潜在保育士と、それから保育士になりたいよという方を対象に、まずはワイワイ保育セミナーというセミナーを開きまして、そこで保育士の魅力を感じてもらおうということを目的にしてセミナーを行いました。さらに、そこからステップアップして保育士を目指していただきたいということで企画したんですけど、セミナーの満足度は非常に高かったんですけど、先ほど申し上げたように保育士試験、非常に難しく、合格率も20%前後ということと、それから、まず今年度は、その保育士までじゃなくて、子育て支援員までまずはステッ

ブで資格取得するところで満足されるというような状況がありまして、そこは我々、もう少し保育士まで一気にいけるのかなというふうには見込んでいたんですが、そこら辺の見込みがちょっと甘かったという現状です。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 関連して聞かせていただきますが、結局は保育士資格、難しいというのは前から難しいというのはわかってたんですが、その辺のやっぱり情報が若干、ニーズがちょっとというのがあったのかなということですよ。その辺はちょっと失敗、せっかくいい事業なんですけど、執行されなきゃいいことも台なしですので、その辺のちょっと反省点はどなのかということと、あと、まちづくり事業の、提案型の、こちらのほうもなんですけど、一般の方が6件あって1件が採択だったというふうに言われたんですが、ちょっと募集するハードルが高いのか、資料を出さなきゃいけないのか、何か使い勝手が悪いからなのか、その辺はどのように分析してるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

川島地方創生推進室長。

○とよあけ創生推進室長（川島康孝君） まずは、ワイワイ保育セミナーから保育士試験の反省点なんですけど、もともとこの資格補助を考えたときに、既に保育園のほうで勤めていらっしゃる無資格の保育士の方から、保育士資格を取るために通信教育とか、それからそういった勉強をしたいんだよということ、いろいろな声を伺ってましたので、そういったニーズはあるのかなということで今回一応制度設計はしたんですが、思った以上に、そのレベルまで気持ちを持ってくるところができなかったということで反省しております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） 先にちょっと訂正をさせていただきます。

6件というのは、私どもが最初に見込んでいた件数で、実際には、2件の応募で1件が採択ということでございます。あわせまして、ビギナーのほうについても、7件申請がありまして、これは5件の採択、それからヤングにつきましては、4件の申請がありまして、これは4件とも採択ということでございます。訂正させていただきます。

それと、まちづくりのほうの手が挙がらないという部分については、確かに書類的にもちょっと難しいものがありましてということと、あと、プレゼンテーションがありますの

で、そちらのほうでの参加もかなりハードルになってるのかなという部分はありますけれども、あとは、趣旨がこの補正予算に合っているかどうかという部分については、審査員のほうがしっかり話を聞きましてしておりますので、その関係でどうしても不採択になる部分があるのと、場合によっては、こちらのほうが、全部の採択ではなくて一部採択という形で、こういうふうに修正をしてくださいますというような提案もさせていただいておりますので、その部分で今後は、もう一歩進んだ手挙げ方式という形をとっていきいたいなというふうに思っております。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 今のに関連してなんですけど、15万円という額が少ないのか多いのかというので手が挙がらないのか、ちょっとプレゼンテーションとか資料を出すのにちょっと細かく出し過ぎなきゃいけないのか、結局、これもいい事業なんですけど、手が挙がらなければこれは全く市民協働にならないので、その辺はどういうふうに、執行残として出ているわけですので、その辺、何か反省点というのはあるんでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

樋口市民協働課長。

○市民協働課長（樋口 進君） この15万円という金額が適価かどうかというのは非常に難しい問題でございまして、実は27年は17件の応募があったということで、そのときには10件という採択をしております。翌年度になって、昨年というんですか、ことしが3件しかなかったというようなこととございまして、その辺はちょっと分析をしながら、事業の内容について、こういったものという部分についてはもう一度見直しをしていかなきゃいけないかなという部分はありますので、その辺はちょっと今後の検討課題という部分で残させていただきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 歳入のほうでちょっとお尋ねしますが、14、15ページの一番下、太陽光発電蓄電池設置費補助金の1,785万4,000円の減ですが、これ、当初予算と比べてみると約30%の減ということになるんですね。相当大的な減額になっています。事業費もそれだけ当然減っているということですが、この補助率が何%だったかということと、それからこのように予算の減額が出てくるということは、当初の見込みが過大であったというふうに、裏返して言えばそういうことだと思っておりますが、そのあたりの見込み誤りの原因はどのよ

うに考えておられるでしょうか。

○総務委員長（近藤千鶴議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） まず、補助率でございますけれども、対象経費の10分の10というところでございます。

それから、たくさん差額が出たという点につきましては、入札の結果、落ちたということでございます。

以上でございます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、一般会計補正予算（第10号）について、賛成ですが、何点か意見も述べさせていただこうと思います。

まず最初に、財政調整基金であります。この2億1,000万円の積み立ての結果、総額で言うと31億円になるということですが、これまでもお話しさせていただいているんですけども、本市の予算執行の中では、もっとやはり市民のサービス拡大や税負担増の軽減に充てるべきではないかというふうな考えを持ちます。

また、質問の中でお答えいただいた保育士資格取得に関する事業でも、基本的にはゼロ人であったということで、保育士確保の力の入れどころはやはり資格取得ももちろん大事なんですけども、保育士自身の待遇の改善がやはり注力すべきところではないかというふうな考えを改めて持ちました。

全体的には執行残が中心ですし、そういった意見はありますけれども、賛成とさせていただきます。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございせんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは、二、三、賛成の立場で簡単に討論させていただきます。

まず、税収の計上ですが、先ほども申しましたように、27年度決算額と比べると今回伸びているとはいうものの、その決算額よりも、個人市民税も、それから固定資産税も3,000万円ほど少ないということで、もう少し計上できたのではないかなど、繰越金の財源目当てに抑えているのではないかなどという気がしますが、このあたりは正確に見込んで出して

いただけたらというふうに思います。

それから、市民提案型まちづくり事業の交付金の執行率が低いということですが、これ、先ほども申しましたように、市民協働は豊明市政の柱というふうに言っておられるわけですので、ぜひとも制度をもっと使いやすいものにして、足りなくて補正予算が出てくるぐらいの、そういった工夫をぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の太陽光発電の件ですが、入札の結果ということは、当初の見積もりは誤りはなかったというふうに考えておられるのかなと意外な答弁でしたけれども、3割も当初の見込みよりも下がるということは、よほど激烈な競争でも行われたい限りあり得ないことだと思います。当初の見込みが甘かったと言わざるを得ませんので、こういった積算はきちっとして予算計上していただきたい、そういう反省をしていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 ちょっと手を挙げるタイミングが悪かったのかしれませんが、一部聞けなかったことがありますので。

討論の中でちょっと触れておきますけど、庁舎の維持料の光熱水費が1,000万ほど減っております。LED化とか、エアコンを変更したとか、何か効果があって下がったのかどうかも聞きたかったのですが、また後から教えてください。あと、軽自動車税も、質問の中の、説明の中で一連の自動車メーカーのエコの関係のことがちらっと触れてたんですけど、そういう影響があったかどうか聞きたかったんですけど、また後から教えていただけると幸いです。

討論のほうなんですけど、賛成なんですけど、山盛議員が本会議で質疑して、私もここで質疑させていただきましたが、財調の関係とか起債の関係、繰越金の関係、すごくリンクしていることはわかるんですけど、やはり明確にしないと、来年のために本年度の予算をある程度我慢していただいて、翌年のため、翌々年のためにもなりかねません。入札とか契約のほうの努力によって減った分もあるかもしれないですけど、執行残も当然未執行という、当然、中にはまじっていると思います。その辺の精度を上げる必要も、今後の財政運営のことを考えると、そういうところをもっと、なかなか財政課としては厳しいところがあるのもわかるんですけど、繰越金を、自分たちが計算しやすいように多目に出るよという計算もできないわけじゃないと思うんですけど、数字的には。そこら辺もやっぱり、ここまでは必要なんだけどこれ以上はというところはやっぱりほかの部分で調整できるように、し

っかり精度を、P D C Aのチェックをしっかりとアクトにつなげていただきたいと思います。

また、保育士資格の関係なんですが、せっかくいいことだと思います、保育士の資格を取りたいと。でも、やっぱり資格を取るとなると、通信教育でもいろいろ受けなきゃいけない、ハードルが高いじゃないですか。日数とかも非常に高いし、資格試験を取るハードルも高いですので、やっぱりそういうニーズも踏まえて、せっかくいい事業でも誰も手を挙げないじゃ意味ないですので、もうちょっとどういうふうなニーズだと手を挙げていただけるのか、保育士をふやすことができるのかということをもうちょっと精査していただけるとありがたいかなと思います。

また、市民提案型まちづくり事業も、やはりせっかく最初はたくさん手を挙げていただいたのが、ちょっと今、手の挙げ方が下がってる、やっぱり何か提案したい方にとってこの部分がハードルが高いなという部分が多分あると思うんですよね。発表がとか、予算書をつくるのか、そういう部分、どこかの部分でちょっとやっぱりなというのか、もっと金額が高ければいいんかとか、15万円で少なくともいいのはわかってるんですが、その辺をしっかりと分析して、せっかく120万円の予算の中で67万2,000円も減額されるということがないように、半分、52万8,000円しか執行していないということですので、その辺はやっぱり反省していただきたいと思います。

賛成の討論を終わります。

○総務委員長（近藤千鶴議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 平成28年度豊明市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議において佐藤総務課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（近藤千鶴議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は提案説明

を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(近藤千鶴議員) ありがとうございます。

本委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時48分閉会